

令和3年8月25日

令和3年8月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月25日（水）午後1時30分から午後2時20分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第50号 非農地証明願について

報告第51号 農用地利用集積計画の合意解約について

報告第52号 農地使用貸借の解約通知について

局長 それでは、ただいまより令和3年8月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、14番井内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は1番田幡委員と2番久米委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡事務主任を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号128から131については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号128、高原字関の担当であります山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第47号 受付番号128号について説明いたします。

8月17日に矢部会長と藤井委員と私の3名が申請地に出向き、譲受人に会い現地確認と内容の聞き取りを行いました。

申請地は、高原字関〇〇〇番、登記簿と現況はともに田で、面積は868㎡です。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人は県外に在住しているため譲受人に農地の管理をしてもらっておりましたが、この度、無償で贈与するとのことでした。

譲受人は、農地〇〇〇〇㎡を所有してキャベツ等の作付けをし、石井町の下限面積の要件を満たしております。年間300日ほど農業に従事し、農機具もトラクター等必要な機械をそろえております。

以上のことから許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号128について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号128は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号129、浦庄字諏訪の担当であります黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3番 議案第47号、受付番号129号について説明いたします。

8月18日に笠井委員と私が申請者に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番、登記簿が田、現況が畑で面積は473㎡、有償移転です。

譲受人は、現在、米〇〇〇〇㎡、ほうれん草〇〇㎡を夫婦で耕作しており、農業従事日数は年間約300日です。

農機具等は、トラクター〇台、耕耘機〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、脱穀機〇台、乾燥機〇台、トラック〇台を有しております。

農作業歴は15年を超えており、十分な履歴であります。

以上のことにより許可相当と考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号129について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号129は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号130、浦庄字上浦の担当であります笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第47号、受付番号130号について説明いたします。

8月16日に吉浦委員、黒住委員、私が譲渡人、譲受人、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番、登記簿が田、現況が田で面積は472㎡です。

申請地は、里芋やオクラなどを栽培していたそうですが、譲受人の要望があり売買がまとまったとのことでした。

譲受人は自営業のかたわら、農家として年間150日従事し、トラクター、田植機、コンバイン、脱穀機、乾燥機、トラックを〇台所有しております。

吉野川市農業委員会の耕作証明が添付され下限面積の要件を満たしております。

以上のことにより許可相当と考えられます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号130について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号130は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号131、高原字中須の担当であります山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

- 6 番 議案第47号、受付番号131号について説明いたします。
8月17日に矢部会長と藤井委員、私の3名が申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高原字中須〇〇〇番、登記簿と現況はともに畑で面積は1,575㎡です。
行政書士にお聞きしたところ、譲渡人は、譲受人に耕作を依頼しており、所有権の移転を希望したところ同意にいたったため、売買契約を締結し譲り渡すことになったそうです。
譲受人は、〇〇〇〇㎡の農地を所有し、家族でネギ等を作付けしております。
年間約260日農業に従事し、石井町の下限面積の要件を満たし、農機具についてもトラクター等必要な機械をそろえております。
以上のことにより許可相当と考えられますので、皆様、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
- 議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号131について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成でございますので、受付番号131は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条規定による許可申請に対する意見については、1件です。
(議案書に基づいて内容の説明)
受付番号132については、以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号132について、浦庄字大万の担当であります4番笠井委員に現地調査結果並びに説明をお願いいたします。
- 4 番 議案第48号、受付番号132について説明いたします。

8月19日に、黒住委員、吉浦委員と私の3名が、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、大万〇〇〇番で登記簿が田、現況が畑、面積が341㎡です。

現在建っている住宅には祖母が住んでおり、申請者世帯が住むには手狭で古く、耐震問題などを考えると大規模な改修が必要とのことです。

そこで、新しく住宅を建築して、農作業に従事できるようにしたいと考えたそうです。

申請地は、周囲をコンクリート擁壁で囲って造成し、防護柵を設置します。

また、道路側溝に排水するため、転用が許可された後に申請するとのことです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号132の申請地は、農用区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま 笠井委員が説明されたとおりです。

申請地は農家住宅として、農地転用の申請がされました。

道路を挟んで北西に祖母が居住する住宅がありますが、古い住宅であり申請者世帯は同居することが困難であるため、アパートを借りて生活しております。

既存住宅には、今後も祖母が居住を続ける予定ですが、高齢になっておりますので、申請者が農地の管理を継続していくため、農地の近隣に農家住宅を建設するものであります。

農家住宅の建設のため、農地転用と並行して徳島県に適合証明の申請を進めており、認められる見込みとのことであります。

申請地は県道沿いにあるため、県道側溝に排水します。

住宅建設等にかかる資金計画は、適切であります。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号132について、許可相当という意見を県知事に送付するということに

賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号132は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については3件です。

なお、受付番号70は4月総会で審議する予定でしたが、申請人の申し出により保留となっていたため、本総会で審議することになったものであります。転用面積等、議案書に表示されている内容に変更はありませんが、排水等事業計画の一部が変更されております。

受付番号113は前回の総会において雑草の刈り取りができていなかったために、本日の総会で審議することになったものであります。

受付番号133は新規の申請です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号70、113、133については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号70、高川原字加茂野の担当であります大西委員から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

12 番 議案第49号、受付番号70について説明いたします。

8月18日に加藤職務代理と井内委員、私の3名で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

本件は世帯分離による分家住宅の申請で、貸人と借人は親子の関係にあります。

申請地は、登記簿が田で現況は稲作を行っておりませんが、雑草管理など周辺農地に対する被害防除ができておりました。

申請理由は、現在同居している住宅が、子世帯の人数が増えて手狭になったため、親の所有する農地の一部を転用して住宅を建築するためとのことです。

申請地は、道路と農地で囲まれています。平屋住宅であり、日照などで周囲の農地に大きな影響を与えることはないと思われまます。

親の自宅に近く、務めながら農業を手伝うことができるとのことです。

この地区は土地改良区や水利組合の管轄外であるため、排水同意書はありません。近隣の○件が共同で用水路や水揚げのポンプを利用しておりましたので、排

水で問題が生じたときは、申請者が対処するとのことです。

生活排水は、合併浄化槽を通じて申請地の東にある町悪水路に放流する予定です。

東隣の農地に配水管を埋設しますが、所有者の同意者が添付されています。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いします。

局長 受付番号70、申請地は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要につきましては、大西委員が説明されたとおりです。

転用目的は分家住宅で、土地の使用貸借で子の世帯の分家住宅を建設します。

排水先が課題となっており、4月総会で申請者から審議を保留とする申し出があったため、本総会で審議することになりました。

石井町の用悪水路、旧国有水路に排水を行う予定であり、流末までは農地の地下にパイプを通します。パイプを埋設する農地の所有者から同意を得ており、施工後は農地としての使用に問題はない見込みです。

また、石井町建設課と排水パイプの接続については、協議済みです。

開発許可申請においても問題がないとのことです。

住宅建設等にかかる資金計画も、適切であります。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号70について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号70は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きます。受付番号113について、高原字東高原の担当であります8番藤井委員に保留の原因となっておりました雑草の刈り取りが完了していたのか、現地調査の結果報告をお願いします。

なお、申請地に関する委員の説明については、前回の総会で行っていただいたので省略いたします。

8 番 議案第49号、受付番号113の申請地の状況について説明いたします。

本件は、農業委員会が指導したにも関わらず雑草処理が行われていなかったため審議保留となっておりました。

前総会后、7月30日に除草が行われており、本日の時点において雑草は、あまりない状況です。

審議保留となった原因が解消しておりますので、本総会で審議して良いのではないかと思います。

議 長 ありがとうございます。

雑草の処理が完了していたとのことですので、受付番号113については、保留の条件が解除されたとみなし、本総会の案件としてこのまま進めます。

続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長の補足説明は、雑草の刈り取りが確認できた後の総会で行うことにいたしておりましたので、説明願います。

局 長 受付番号113、申請地は、農用区域から除外された第1種農地であり、おおむね50m以内に5戸の住宅が連たんしております。

概要につきましては、前回の総会で藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は資材置場で、借人が所有する資材置場のスペースが不足するため農地転用申請をされました。

申請地は山土で造成し周囲をコンクリート壁で囲むため、雨水等、周囲の農地への悪影響はないと見込まれます。

県道徳島鴨島線沿いの土地であり、資材置き場としての接道条件は適切です。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号113について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号113は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号133について、浦庄字国実の担当であります黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3 番 議案第49号、受付番号133について説明いたします。

8月18日に吉浦委員、笠井委員、私の3名で申請者に会い、聞き取り及び現地調査をいたしました。

譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇、申請地は国実〇〇〇番、登記簿は田で42㎡、無償移転となっております。

申請地は、昭和50年頃より国実〇〇〇番に住宅を建設するときに、土地が公道に面していなかったため、進入路として利用したものです。

この度、田から宅地に登記地目が変更されていない違法転用状態であることに気づき、農地法の手続きを経て転用するために申請されました。

登記地目は田ですが、現況はコンクリートで舗装され、雨水の排水については麻名用土地改良区の同意が得られているとのことです。

以上のことから許可相当と考えられます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号133の申請地は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要につきましては、黒住委員が説明されたとおりです。

転用目的は、譲受人の住宅敷地への進入路で、昭和50年頃から進入路として使用していたとのことです。

申請地は既に舗装されており、申請者からは始末書が提出されております。

申請地の南側はブロック塀、北側は麻名用土地改良区の用水となっております。

雨水は表流水として用水に流れることが許容されるとのことであり、周囲へ

の影響はないものと見込まれます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

なお、本件について非農地証明を申請しないのか確認いたしましたところ、5条での申請を希望するとのことでありましたので、申し添えます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号133について、許可相当という意見を県知事に送付するというごことに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号133は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第50号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号134については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号134、藍畑字東覚円の担当であります吉村委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第50号、受付番号134について説明いたします。
8月15日に中村委員、桑内委員と私の3人で、現地確認をいたしました。
申請地は、〇〇〇〇氏の住宅地への進入路として20年以上使用され、非農地として認定しても特に問題はないと思われます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足明をお願いいたします。

局長 受付番号134、申請地の農地区分は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要は、吉村委員が説明されたとおりであります。

昭和44年以前より宅地として使用しており、空中写真の撮影年月日は、昭和44年5月1日、証明日は令和3年7月13日です。

20年以上前から宅地敷地への侵入路として利用しており、アスファルトで舗装されているため、農地への復元は著しく困難であると思われま

す。なお、申請地の地域に地元土地改良区の組織が存在しないため、問題が生じた場合には、申請者が責任をもって対処する誓約書が提出されております。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明の交付に問題はないと判断しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号134について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号134は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第51号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。

報告第52号 農地使用貸借の解約通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年8月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため署名捺印する。

石井町農業委員会会長

石井町農業委員会委員

石井町農業委員会委員